

7月末の終了を目途に 事務事業の一元化が進む

4月からスタートした事務事業の一元化作業は7月14日現在、全体の約60%が終了しました。7月末までにすべての事務事業を終了するよう急ピッチで調整を進めています。なお、一元化にあたっては、右下欄の「事務事業の一元化に関する取扱い」により、最終的に決定されます。今月号では、7月14日の合併準備推進本部会議でまとめた調整方針についてお知らせします。

事務事業の一元化に関する取扱い

調整方針が決定された事務事業のうち、一元化することにより大きな財政負担となる事務事業については、財源確保と実施条件が整うまでは、実施時期を見送るなど、必要な措置を講じるものとします。具体的には、次のように対応します。

調整方針が「合併時」又は「18年4月」に「統合する」となっている事務事業で、一元化により大きな財政負担が生じるものは、新市の長の判断により、制度の実施を決定するものとする。

前記に該当する事務事業の施行時期については、調整方針中「合併時」又は「18年4月」とあるのは「新市の長が定める日」と読み替えるものとする。

新市の長の判断により、実施が決定されるまでの間は、暫定制度（旧市町の制度を適用）により対応することとする。

市民生活部会

市内循環バスの取扱い

合併時は今までどおり、大井区域のみの運行になる方針です。

合併後、平成18年4月を目途に、現在の利用状況や利用対象者の目的などを見直し、運行経路の拡大について検討していきます。

市民葬祭の取扱い

標準的な葬祭用品（仏式）を19万8千円で使用することができます。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施します。

一時的保育事業の取扱い

上福岡市の霞ヶ丘保育園では、一歳児から小学校就学前の児童を対象に、一時保育を実施しています。合併後は、地域を拡大して実施します。

なお、大井町では次の民間保育園で一時保育事業を行っています。くわしくは、直接保育園にお問い合わせください。

▼かすが保育園（☎261・4714）
▼風の里保育園（☎263・8388）

小口融資保証料補助金及び 利子補給金交付事業の取扱い

上福岡市は、今までどおり保証料補助と利子補給交付を合わせて実施する方針です。大井町は、これまで保証料補助のみでしたが、合併後は利子補給金の交付も実施する方針です。

中小企業退職金共済掛け金補助金 交付事業の取扱い

中小企業退職金共済事業団に納付する掛け金に対して、補助金を交付する方針です。大井町の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

中小企業運転資金特別融資 あっ旋制度の取扱い

資金繰りに支障を来す恐れのある中小企業者を対象に、運転資金に対する融資のあっ旋をします。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する方針です。

健康福祉部会

児童センターの取扱い

上福岡市の児童センター（フクトピア内）



は合併後も存続します。この施設は、乳幼児から高校生までが自由に遊んだり、スポーツ・レクリエーション、文化活動などに参加しながら、生活体験や情操を豊かにしたり、青少年健全育成団体などと連携し、子供たちをすこやかに育てる拠点施設です。大井町のみなさんにも、合併前からご利用いただけます。

【施設】 遊戯室（卓球やバスケットボールのシュートなどができる。一部はブロック遊びなどができる幼児専用スペース） 工作室 図書室 集会室 プレイヤード

【開館時間】 午前10時～午後5時30分

【休館日】 月曜日・祝日

【利用料】 無料

【問い合わせ先】 児童センター（☎264・7916）

■霞ヶ丘保育園の一時保育事業

利用人数		1日 10人
利用時間		平日 午前8時30分から午後4時30分
利用料金	短時間保育	1時間 500円（昼食代300円別）
	非定型、緊急	1日 1,800円（昼食代300円含む）
	生活保護世帯	無料
利用期間	短時間保育	1日当たり4時間以内、1か月以内
	非定型	週平均3日、6か月以内
	緊急	1か月未満

ひとり親家族等児童高校等入学 準備金の取扱い

母子・父子家庭や父母の無い児童を養育

している方などを対象に、入学準備金として3万円支給する方針です。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

子育て支援センター事業の取扱い

上福岡市の霞ヶ丘保育園の特別保育事業として、育児不安についての相談や指導、子育てサークルなどへの支援を実施しています。合併後は、地域を拡大して実施します。



高齢者緊急短期入所事業の取扱い

単身又は高齢者世帯の高齢者が緊急に介

人に、紙おむつ等の介護用品を給付します。給付品目は、紙おむつ（フラットタイプ100枚、パンツタイプ40枚）、尿取りパッド180枚のほか、使い捨て手袋や防水シートなどの給付品目があります。
この事業は、両市町で実施していますが、給付内容に違いがあるため、給付数は上福岡市に、給付品目は大井町に統一する方針です。

在宅重度心身障害（児）者手当の取扱い

在宅の重度心身障害（児）者に手当を支給します。対象者と支給額を上福岡市の制度に統一する方針です。

区 分	上福岡市	大井町	ふじみ野市
身体障害者手帳1・2級	月6,000円	月5,000円	月6,000円
療育手帳④・A	月6,000円	月5,000円	月6,000円
身体障害者手帳3・4級	月4,000円	—	月4,000円
療育手帳B	月4,000円	—	月4,000円

護の必要が生じた場合に、介護老人福祉施設等に一時的に入所できる事業を実施する方針です。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

実 施 施 設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 施設と業務委託契約を締結
利 用 期 間	原則として21日以内 必要最小限の範囲内で延長できる
利 用 料	事業に要した額
費 用 負 担	世帯全員が市民税非課税 無料 本人が市民税非課税 利用料の1/2 本人が市民税課税で所得 金額が250万円未満 3/4 本人が市民税課税で所得 金額が250万円以内 全額

老人入浴料助成事業の取扱い

公衆浴場を利用する65歳以上のひとり暮らし又は自宅に入浴設備のない老人を対象に入浴料を助成します。百円の自己負担（一週間に2回まで）で市内の公衆浴場を利用できます。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

国民健康保険事業の取扱い

税の賦課方式、税率、限度額については当面、旧市町の制度を継続し、平成19年度の法律改正を踏まえて検討します。
平成18年度の納期は、7月から翌年2月までの毎月納期で年8回になります。

		合 併 時				ふじみ野市全域
		旧上福岡市の地域		旧大井町の地域		
		医療分	介護分	医療分	介護分	
税 率 等	所得割	7.80%	0.95%	6.90%	0.70%	新市において、実施時期を含めて統一を図ります。
	資産割	33%	—	30.50%	—	
	均等割	12,000円	10,000円	16,900円	10,000円	
	平等割	12,000円	—	16,200円	—	
	限度額	50万円	7万円	52万円	7万円	
納 期		7月～翌年2月 （毎月8回）		4月～翌年2月 （隔月6回）		平成18年度から 7月～翌年2月 （毎月8回）

高齢者等ごみ出し支援事業の取扱い

身体が虚弱でごみ出しが困難な方を対象に、玄関先から集積所までのごみを運び（月額800円）を実施する方針です。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

ねたきり高齢者等訪問理美容サービス事業の取扱い

理美容店に行くことが困難な在宅のねたきり老人と心身障害（児）者を対象に、理容師や美容師が居宅を訪問し、理美容サービスを実施する方針です。1回2千円の自己負担で利用（年4回）できます。
上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

外国人高齢者等福祉手当の取扱い

外国人高齢者と外国人障害者のうち、一定の要件に該当する方を対象に、月額5千円を支給する方針です。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

ねたきり老人紙おむつ等給付事業の取扱い

要介護3以上の認定を受けた65歳以上で、常時紙おむつを使用する在宅のねたきり老

特定疾患見舞金の取扱い

特定疾患患者として埼玉県から指定疾患医療受給者証の交付を受けている方を対象に月額2千円を支給する方針です。上福岡市の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

シルバー人材センターの取扱い

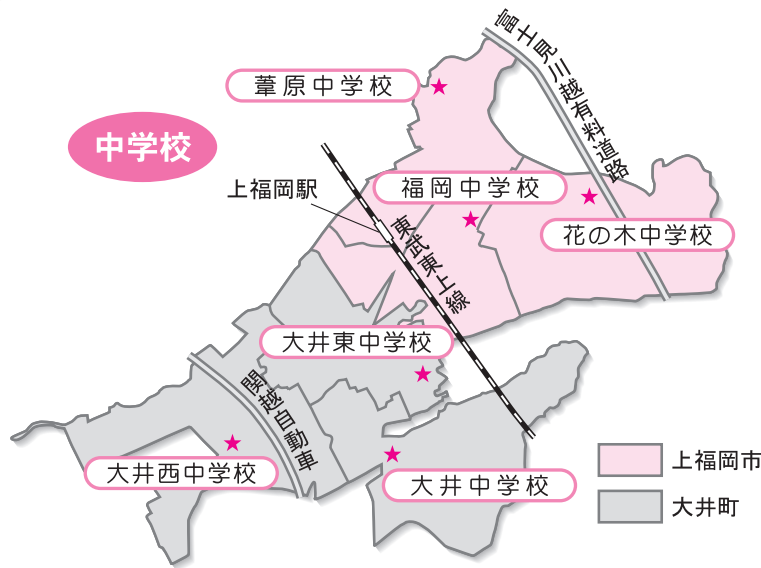
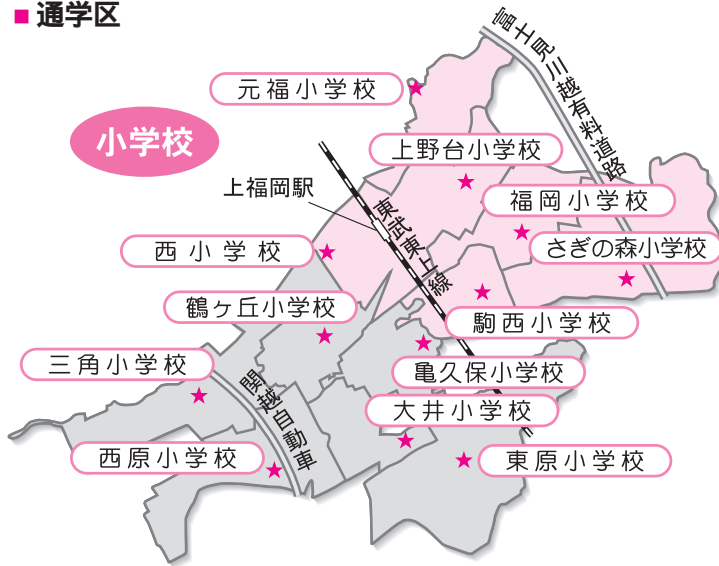
（社）上福岡市シルバー人材センターと（社）大井町シルバー人材センターは、統合委員会を設置して調整を進めています。平成18年4月1日に統合する方針になりました。

統合の方法は、高齢者事業団発足からシルバー人材センター発足までの経緯などから、上福岡市シルバー人材センターを存続し、大井町シルバー人材センターを解散することになります。

統合後の従たる事務所は、現在のまま両市町に設置し、主たる事務所の場所は平成18年1月を目途に、新市になってから調整することになりました。

大井町	上福岡市	高 齢 者 事 業 団	シルバークリアセンター
昭和56年9月	昭和53年9月（県内初）	昭和62年10月	昭和53年9月
平成13年10月			

■通学区



通学区の取扱い

合併後も今までの通学区域のとおりです。合併後、新市としての適正な学校規模と学校配置を検討するため、地域や保護者、学

定条件のもと、希望する学校に通学できる予定です。

学校運動場照明施設の取扱い

合併時には、それぞれの施設ごとに利用方法を引き継ぎます。ただし、大井区域では、利用団体の登録が必要になります。

校などの意見を踏まえ、通学区域の見直しを行う予定です。

	学校体育施設				運動場照明施設	
	グラウンド	体育館	テニスコート	利用登録	夜間照明	利用登録
上福岡	小学校	休日のみ	夜間及び休日	花の木中学校のみ	必要	必要なし
	中学校	休日のみ	夜間及び休日	花の木中学校のみ	必要	必要なし
大井	小学校	休日のみ	夜間及び休日	大井東中学校グラウンドのみ	必要	必要
	中学校	休日のみ	夜間のみ	大井東中学校グラウンドのみ	必要	必要

それぞれの施設の開放手続きについては合併前と変更ありません。

学校体育施設開放事業の取扱い

合併後も学校開放の登録制度により、あらかじめ利用団体登録を行った学校での利用ができます。

都市政策部会

市営(特目)住宅の取扱い

上福岡市では、都市再生機構が所有する賃貸住宅(1DK・2DK)を借り上げ、住宅に困窮している方(特目は高齢・障害・母子世帯等)に転貸しています。合併後は地域を拡大して実施します。

■市営住宅

所在地	上福岡市霞ヶ丘3丁目内				
構造	鉄筋コンクリート造				
間取り	1DK		2DK		
床面積	38.03㎡	37.97㎡	39.83㎡	49.86㎡	50.50㎡
管理戸数	7戸	7戸	5戸	13戸	4戸

■特定目的借上公共賃貸住宅

所在地	上福岡市霞ヶ丘1丁目内		
構造	鉄筋コンクリート造		
間取り	1DK		2DK
床面積	32.98㎡		47.47㎡ 53.93㎡
管理戸数	20戸		21戸 9戸

水洗化普及促進事業の取扱い

新たに公共下水道処理区域内で、下水を

下水道事業の取扱い

下水道使用料については、合併時に現在の上福岡市の金額に統一する方針です。平成17年10月～11月分から適用になる予定です。

使用水量	現在の大井町	新市料金
20㎡	1,018円	1,000円
30	1,680	1,650
40	2,341	2,300
50	3,003	3,000
60	3,759	3,700

2か月分の税込使用料です。

私道下水道整備事業の取扱い

上福岡市は、個人負担で私道に排水設備を設置した場合に、その工事費の3分の2を補助していましたが、合併後は、大井町

教育部会

中高交流事業の取扱い

上福岡市では、市内の中学校生と福岡高校の生徒が「高校生インスタクターの派遣」や「合同練習」などの部活動を通じて交流を行い、意識面や技術面での向上を図っています。平成18年4月を目途に、大井地域も含めて事業を実施する方針になりました。

就学援助事業の取扱い

両市町とも、小・中学生のいる世帯で所得が基準額以下の場合、学用品や入学準備金、修学旅行費、学校給食費などの一部を援助していますが、合併後は適正な基準により引き続き実施する方針です。

指定校変更の取扱い

合併に伴い、上福岡市と大井町境に住む児童・生徒について、特例的に通学の安全性を考慮して必要がある場合、希望する学校へ通学できるよう通学区域の緩和を図ります。また、中学校の新1年生を対象に一

主 な 調 整 方 針

存続する事業

◆実施の時期については財政状況などにより変更することがあります。

■ 市民交流プラザに関すること	■ 総合福祉センターに関すること
■ 東入間交通安全協会に関すること	■ 児童館の運営及び管理
■ 駐車場に関すること	■ 児童センターの管理及び運営
■ 自転車駐車場の管理・運営事務に関すること	■ 放課後児童健全育成事業
■ 放置自転車に関すること	■ ひとり親家庭等児童高校等入学準備金の支給
■ 路線バスに関すること	■ 母子生活支援施設への入所
■ 市民葬祭	■ 児童育成支援相談員
■ 公衆浴場近代化設備資金補助事業	■ 一時的保育事業
■ 観光協会事務	■ 風の里学園事業
■ 商業経営講座等補助事務	■ 障害児通園事業費補助事業
■ 勤労者住宅資金利子補給金交付事務	■ 休日急患診療所運営事業
■ 勤労者福祉共済会事務	■ 小児救急医療推進事業
■ 遊休農地景観形成事業	■ 第二次救急医療病院群輪番制運営事業
■ 葬祭費用の助成、葬祭用具利用あっせん	■ 外国人未払医療費対策事業
■ 戦没者追悼式事業の実施に関すること	■ 妊婦一般健康診査事業
■ 難病患者居宅生活支援事業	■ ポリオ予防接種（集団）
■ 特定疾患見舞金の支給	■ 母子健康相談
■ 進行性筋萎縮症者療養等給付事務	■ 未熟児養育医療把握事業
■ 特別障害者手当	■ 低体重児・多胎児支援事業
■ 障害児福祉手当	■ 育児支援関係事業
■ 心身障害者地域デイケア施設事業	■ 国民健康保険税の減免
■ 高齢者対策の調査及び企画に関すること	■ 2世帯住宅建築資金の利子補給
■ 高齢者緊急短期入所事業	■ 受益者負担金の賦課徴収事務
■ 高齢者等居室整備資金貸付事業	■ 高等教育機関との連携に関すること
■ 老人入浴料助成事業	■ 施設開放事業に関すること
■ 高齢者等ごみ出し支援事業	■ 県指定文化財の県費補助事業
■ ねたきり高齢者等訪問理美容サービス事業	■ レクリエーション協会補助事業
■ 外国人高齢者福祉手当の支給	■ スポーツ少年団補助事業

統合する事業

合併時	
■ 情報公開制度の運営	■ 戸籍の諸証明の交付事務
■ 情報公開・個人情報保護運営審議会	■ 身分証明書
■ 情報公開・個人情報保護審査会	■ 破産、後見登録通知の管理
■ 個人情報保護制度の運営	■ 踏切事故防止対策に関すること
■ 埋火葬許可証交付事務	■ 商工業振興に関するコンサルタント派遣
■ 改装許可証交付	■ 中小企業運転資金特別融資斡旋制度
■ 戸籍届書受理事務	■ 商店街環境施設整備等補助金交付事務

公共施設の名称は次のとおりになります

上 福 岡 地 域	大 井 地 域
集 会 施 設	
ふじみ野市総合センター「フクトピア」 ふじみ野市コスモスホール ふじみ野市立コミュニティセンター ふじみ野市立勤労福祉センター ふじみ野市市民交流プラザ	ふじみ野市立産業文化センター ふじみ野市立旭ふれあいセンター
福 祉 施 設	
ふじみ野市立老人福祉センター 太陽の家 ふじみ野市立ふれあいプラザかみふくおか ふじみ野市立かみふくおか中央デイサービスセンター ふじみ野市立かみふくおか西デイサービスセンター ふじみ野市立ふれあい上福岡地域支援センター ふじみ野市福祉事務所 ふじみ野市基幹型在宅介護支援センターかみふくおか	ふじみ野市立おおい老人福祉センター ふじみ野市立大井総合福祉センター ふじみ野市立大井デイサービスセンター ふじみ野市立大井デイケアセンター ふじみ野市立大井身体障害者デイサービスセンター ふじみ野市基幹型在宅介護支援センターおおい
保 育 施 設	
ふじみ野市立。○保育所	ふじみ野市立。○保育所
放課後児童施設	
ふじみ野市立児童センター ふじみ野市立。○児童館	ふじみ野市立。○小学童保育所
健康管理施設	
ふじみ野市立上福岡保健センター	ふじみ野市立大井保健センター
ごみ処理施設	
ふじみ野市上福岡清掃センター	ふじみ野市大井清掃センター
上 水 道 施 設	
ふじみ野市上福岡浄水場	ふじみ野市大井浄水場
社会教育施設	
ふじみ野市立上福岡公民館 ふじみ野市立上福岡西公民館 ふじみ野市立上福岡西公民館分室 ふじみ野市立上福岡図書館 ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館 ふじみ野市立福岡河岸記念館	ふじみ野市立大井中央公民館 ふじみ野市立大井中央公民館。○分館 ふじみ野市立大井図書館 ふじみ野市立大井郷土資料館 ふじみ野市立旧大井村役場庁舎
学校給食施設	
ふじみ野市立上福岡学校給食センター	ふじみ野市立大井学校給食センター
小・中 学 校	
ふじみ野市立。○小学校・中学校	ふじみ野市立。○小学校・中学校
教 育 相 談 室	
ふじみ野市上福岡教育相談室	ふじみ野市大井教育相談室
ス ポ ー ツ 施 設	
ふじみ野市立駒林体育館 ふじみ野市立上野台体育館 ふじみ野市運動公園 ふじみ野市荒川第2運動公園 ふじみ野市びん沼サッカー場 ふじみ野市上福岡ゲートボール場 ふじみ野市上福岡プール	ふじみ野市立大井総合体育館 ふじみ野市荒川運動公園 ふじみ野市青少年野外活動広場 ふじみ野市。○テニスコート ふじみ野市。○ゲートボールコート ふじみ野市。○グラウンド・ゴルフ場 ふじみ野市大井弓道場 ふじみ野市大井プール
そ の 他	
公園名・緑地名・緑道名は、現行の名称を使用します。 ふじみ野市。○公園・ふじみ野市。○緑地・ふじみ野市。○緑道	

■ B C G 予防接種	【18年 4 月】	■ 高齢者インフルエンザ予防接種(個別)	【18年 4 月】
■ 乳幼児・児童生徒個別予防接種(三種混合・二種混合・麻疹・風疹・日本脳炎)	【18年 4 月】	■ 埋蔵文化財の調査・事務	【18年 4 月】
		■ 骨密度検診	【18年 4 月以降】

再編する事業

合併時			
■ 交通安全施設の維持・修繕		■ 介護認定結果に関する事務	
■ 交通指導員に関すること		■ 介護認定者の個人情報提供に関する事務	
■ 防災会議及び災害対策本部		■ 家庭児童相談室の運営	
■ 防災行政無線		■ 市立保育園入園基準	
■ 災害対策事業		■ 民間保育所運営委託事務	
■ 不況対策関連融資保証料補助金及び利子補給金交付事務		■ 民間保育所入所事務	
■ 社会福祉サービス苦情解決処理事務		■ 私立保育園就園奨励費補助	
■ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び進行管理		■ 国民健康保険税の徴収及び収納整理保管に関すること	
■ 老人福祉法による措置及び援護に関すること		■ 指定校変更等に関すること	
■ ねたきり老人紙おむつ等支給事業		■ 成人式事業	
■ 介護保険事業計画の策定に関する事務		■ 生涯学習基本計画の推進に関すること	

合併した後			
■ 自主防災組織育成事業	【18年 4 月】	■ 訪問指導事業	【18年 4 月以降】
■ 飲料水兼用耐震性貯水槽及び防災用井戸の管理	【18年 4 月】	■ 歯の健康相談	【18年 4 月以降】
		■ 骨粗しょう症予防(転倒予防)健康教育	【18年 4 月以降】
■ 中小企業優良従業員表彰	【18年 4 月】	■ 病態別・一般健康教育	【18年 4 月以降】
■ 技能功労者表彰・技能者表彰事業	【18年 4 月】	■ 健康づくりウォーキング事業	【18年 4 月以降】
■ 労働行政推進団体福祉活動補助金交付事務	【18年 4 月】	■ 地域健康普及活動事業	【18年 4 月以降】
		■ 健康づくり普及事業	【18年 4 月以降】
■ ゲートボール場の管理・使用許可	【18年 4 月】	■ 医師会・歯科医師会との保健業務調整事業	【18年 4 月以降】
■ 健康手帳の交付	【18年 4 月】	■ 運動指導室運営事業	【18年 4 月以降】
■ 1 歳 6 か月児・3 歳児事後指導事業	【18年 4 月】	■ プール運営事業	【18年 4 月以降】
■ 育児学級	【18年 4 月】	■ 医療廃棄物処理	【18年 4 月以降】
■ ふじみ野市体育協会補助事業	【18年 4 月】	■ 妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付	【18年 4 月以降】
■ 選手派遣費補助事業	【18年 4 月】	■ 4 か月・10 か月・1 歳 6 か月・3 歳児健診	【18年 4 月以降】
■ 交通安全計画に関すること	【18年 4 月以降】	■ 救急医療品の購入	【18年 4 月以降】
■ ふじみ野市内循環バスの運行に関すること	【18年 4 月以降】	■ 訪問指導	【18年 4 月以降】
■ 地域防災計画の進行管理に関すること	【18年 4 月以降】	■ 浄水場の維持管理に関すること	【18年 4 月以降】
■ 商工業振興事業費補助金交付事務	【18年 4 月以降】	■ 量水器の検針	【18年 4 月以降】
■ ミニキャンプ場の管理	【18年 4 月以降】	■ ふじみ野市スポーツ・レクリエーションの振興計画の策定	【18年 4 月以降】
■ 基本健康診査・がん検診・成人歯科検診	【18年 4 月以降】	■ (仮称)ふじみ野市市民スポーツフェア	【18年 4 月以降】
■ 介護予防事業	【18年 4 月以降】	■ バスの運行・借りに関すること	【18年 4 月以降】
■ A 型・B 型(地域参加型)機能訓練事業	【18年 4 月以降】		
■ 食生活改善地区組織活動支援	【18年 4 月以降】		

■ 大規模小売店舗立地法に関する事務	■ 完了検査率の向上、工事監理者の適正化の推進
■ 商店街活動推進事業補助金交付事務	■ 道路位置指定事務
■ 中小企業小口融資あっ旋制度事務	■ 違反建築物の是正指導及び措置
■ 小口融資保証料補助金及び利子補給金交付事務	■ 建設リサイクル法の届出の受理・指導
■ 特定中小企業者認定事務	■ 建設リサイクル法違反是正指導措置
■ 勤労者住宅資金融資あっ旋制度事業	■ 建築相談
■ 就業情報提供業務	■ 県営住宅・特優良住宅の案内
■ 内職相談事務	■ 高齢者の居住の安定確保に基づく事務
■ 身体障害者更生医療費の給付事務	■ マンション建替え法に基づく事務
■ 身体障害者更生援護施設入所者就職支度金支給	■ 建築協定に関する事務
■ 身体障害者・知的障害者施設入所措置	■ 応急危険度判定体制の整備
■ 高齢者日常生活用具給付事業	■ 道路、水路、橋梁及び付属物の工事の設計、施工、監督に関すること
■ ねたきり老人寝具洗濯事業	■ 河川に関すること
■ 緊急連絡システム事業	■ 都市型雨水対策の計画、施工及び維持管理
■ 高齢者家族介護慰労金支給事業	■ 道路パトロールに関すること
■ 養護老人ホーム措置事業	■ 道路の認定、変更、廃止に関すること
■ 高額介護サービス費の支給に関する事務	■ 道路、橋梁及びこれらの付属物の管理に関すること
■ 居宅サービス計画の管理に関する事務	■ 道路等の占用許可に関すること
■ 2 号被保険者の収納状況の把握に関する事務	■ 屋外広告物の簡易除去に関すること
■ 認定更新対象者への案内に関する事務	■ 市道上の放置自動車に関すること
■ 社会福祉法人への助成に関する事務	■ 下水道の事業計画及び認可申請事業
■ 母子・寡婦福祉資金の貸付	■ 下水道事業債事業
■ 居宅生活支援費の支給(居宅介護等・デイサービス・短期入所)	■ 下水道事業の設計・施工・監督事業
■ 母子・父子福祉に関すること	■ 下水道台帳の整備保管事業
■ 女性保護に関すること(ただし、DV 関連の母子に関して)	■ 指定工事店・排水設備技術者に関する事務
■ 児童虐待防止に関すること	■ 排水設備の工事の指導・許可・検査業務
■ 予防接種賠償責任保険事務に関すること	■ 公共下水道の供用開始・告示事業
■ 国民年金被保険者の各種届の受付事務	■ 水洗便所改造資金融資事業
■ 国民年金手帳再交付手続受付	■ 水洗化普及促進事業
■ 年金相談	■ 下水道使用料徴収事業
■ 老齢福祉年金	■ 就学援助に関すること
■ 国民年金事務費交付金に関する事務	■ 文化財の指定・解除・諸変更事務
■ 大都市地域住宅供給計画(重点供給地域)	■ 国登録文化財の管理・事務
■ 建築行為に係る道路後退整備	■ 文化財の記録保存調査・報告書刊行
■ 県屋外広告物許可、指導(公道以外の場所)	■ 埋蔵文化財整理室・収蔵庫の維持管理
■ 建築基準法に基づく申請(届出)の受付・審査・確認	■ 庁舎警備に関すること
■ 建築基準法に基づく完了検査	

合併した後			
■ 埼玉県市町村交通災害共済事務	【18年 4 月】	■ 中小企業従業員定期健康診断料補助金交付事務	【18年 4 月】
■ 地区防災計画策定推進事業	【18年 4 月】		
■ 中小企業退職金共済掛け金補助金交付事務	【18年 4 月】	■ 延長保育事業	【18年 4 月】
		■ 感染症予防対策	【18年 4 月】